

平成二十八年一月二十六日受領  
答 弁 第 五 六 号

内閣衆質一九〇第五六号

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員仲里利信君提出元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「辺野古の海」の範囲が必ずしも明らかでないが、沖縄県名護市辺野古地先（以下「辺野古地先」という。）の海域については、防衛省沖縄防衛局が平成二十四年十二月十八日に沖縄県知事に送付し、同月二十七日から公告し、縦覧に供した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」（以下「評価書」という。）において、ハマサンゴ属等のサンゴ類のほか、魚類、貝類、藻類等の生物の生息及び生育が確認されている旨が記載されている。

また、御指摘の「ジュゴンの回遊」については、環境省が平成十三年度から平成十七年度までにかけて沖縄本島周辺及び本島に比較的近い島嶼しよの海草藻場について実施した「ジュゴンと藻場の広域的調査」（以下「広域的調査」という。）において、六つの海域でジュゴンの食み跡が確認されており、このうち、辺野古地先の海草藻場では、平成十四年度にジュゴンの食み跡が確認されている。また、評価書においては、辺野古地先の海草藻場について、平成十六年度から平成二十三年度までの間、明瞭なジュゴンの食み跡は確認されていない旨が記載されている。

## 三について

御指摘の「米国で開かれた在米日本大使館と日米のシンクタンクの共催によるシンポジウム」は、平成二十二年一月に開催された第十六回日米安全保障セミナーを指すものと思われるが、同セミナーは日米安全保障体制及びこれに関連する諸課題について自由な意見交換を行うことを目的としており、今後の自由な意見交換に支障を来すおそれがあることから、同セミナーでの発言の逐一についてお答えすることは差し控えたい。

## 四について

評価書については防衛省沖縄防衛局のホームページで、広域的調査の結果については環境省のホームページでそれぞれ公表しているところである。

また、環境省においては、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第四条の規定に基づき、辺野古地先の海域を含む日本全国の自然環境に関する基礎調査を実施し、この結果について、環境省のホームページ等で国内外に広く公表しているところであり、今後とも着実に実施してまいりたい。